

IFRS カンファレンス東京 2010

研究員 おかもと たけひろ
岡本 健寛

国際財務報告基準財団（IFRS 財団）の主催により、2010年7月28日と29日の2日間にわたり、「IFRS カンファレンス」がマンダリンオリエンタル東京にて開催された。このカンファレンスには、国際会計基準審議会（IASB）の David Tweedie 議長をはじめとする IASB の理事や関係者が多数来日し、また、国内外の関係者もゲストスピーカーとして参加し、多くのセッションが行われた。

カンファレンスは、日本だけでなく IFRS の動向に関心を寄せるアジア各国などからも、作成者や利用者、監査人などが 300 名以上参加する大規模なものとなった。同様のカンファレンスはロンドンでも 2010 年 6 月に開催されており、また、昨年韓国ソウルでも開催されている。本カンファレンスでは、全体セッションに加え、個別論点に関する説明や各プロジェクトの進捗及び作業計画の報告が行われた。以下は全体セッションを中心とした要旨である。

1. 2011 年及びその後の IFRS

Tweedie 議長から、IFRS 導入の利点や各国の IFRS の採用状況、作業計画の見直し、今後の展望について、以下のような説明がなされた。



国際会計基準審議会（IASB）議長
David Tweedie 氏

1) IFRS 導入の利点

IFRS の導入により、各国における国内の資本市場に対する海外投資家の信頼性が増し、財務報告の比較可能性も向上することから、国境を跨ぐ投資活動が推進されることとなる。また、個別の企業にとっては、あらゆる地域の子会社の決算を「一組の会計帳簿（one set of books）」によって行うことが可能となることや、資本コストの低減により海外からの資本調達が容易となるといった利点がある。

2) 各国の IFRS の採用状況

2001 年以降現在までに、IFRS は 120 以上の

| プロジェクト | 公開草案の公表 | 最終基準完成 | プロジェクト分類 |
|-----------------------|---------------|------------|----------|
| 認識の中止 | 済 | 2010年第3四半期 | 金融危機関連 |
| 連結 | 済 | 2010年第4四半期 | 金融危機関連 |
| 財務諸表の表示 (その他の包括利益) | 済 | 2010年第4四半期 | MoU項目 |
| 負債/資本 | — | — | MoU項目 |
| 公正価値測定 | 済 | 2011年第1四半期 | 金融危機関連 |
| 退職後給付 | 済 | 2011年第1四半期 | MoU項目 |
| 金融商品 | 2010年第3・第4四半期 | 2011年第2四半期 | 金融危機関連 |
| 収益認識 | 済 | 2011年第2四半期 | MoU項目 |
| リース | 2010年第3四半期 | 2011年第2四半期 | MoU項目 |
| 保険契約 | 2010年第3四半期 | 2011年第2四半期 | その他 |

国で強制・任意適用されており、2011年から2012年にかけては、アルゼンチン、カナダ、インド、メキシコ、韓国などで初度適用が開始される。

2009年9月のG20サミットでは2011年6月までにIASBと米国財務会計基準審議会(FASB)との間でコンバージェンスプロジェクトを完成することが求められ、IASBとFASBとの間の覚書(MoU)によって、同月までに主要プロジェクトの完成を予定している。また、米国では2011年、日本では翌2012年にIFRS強制適用の是非の決定を予定していることなど、2011年はIFRSにとって重要な年となる。基準設定のデュー・プロセスについて妥協することなく、財務報告の改善の達成に重点を置いていく。

3) 作業計画の見直し

2010年6月、IASBとFASBは、MoUにおける主要プロジェクトの2011年6月における完成を目指し、IFRSと米国会計基準との間で改善の緊急性が高い分野に焦点を当て、主要プロジェクトの作業計画について、優先順位を設定することとした。見直し後の各プロジェクトの作業計画は上の表のとおり。

4) 今後の展望

2010年7月現在、IFRSと米国会計基準とのコンバージェンスのための作業が続けられている。IFRSの採用国は2013年には150か国以上に拡大する見込みであり、今後、より高品質でグローバルな単一の会計基準となることを展望している。IFRSは欧州連合(EU)や米国だけのものではなく、世界中のすべての国のためのものであるということを強調したい。

2. 日本の視点 (パネルディスカッション)

日本の視点と題して、金融庁総務企画局企業開示課長の三井秀範氏、日本証券アナリスト協会理事の金子誠一氏、関西学院大学会計学教授兼日本会計研究学会会長の平松一夫氏、企業会計基準委員会(ASBJ)委員長の西川郁生氏から、それぞれIFRS導入に向けた日本の取組みについて説明がなされ、最後に、パネルディスカッションが行われた。各説明及びパネルディスカッションの概要は以下のとおり。

1) 日本におけるIFRS導入の進捗 (三井氏)

● IFRS導入に向けたロードマップ

2009年6月30日に企業会計審議会が「我が

国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表した。また、2010年3月期末から国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表にIFRSの任意適用が可能となった。2012年を目途に上場企業への強制適用の是非を判断する。同年に強制適用の判断がなされた場合には、最低3年間の準備期間を設けることを考えており、その場合、2015年か2016年に強制適用が開始されることになる。

● 日本でのIFRS導入における基本的な考え方

IFRSの導入により、財務諸表の品質や国際的な比較可能性の向上、及び日本の金融市場の国際競争力の強化等を期待している。ただし、日本企業の法定開示におけるIFRSの任意または強制適用に向けては、確固たるビジョンに基づいたロードマップを作成しなければならないと認識している。

● IFRSの導入にあたっての検討事項

2012年のIFRS強制適用の是非の判断に際しては、いくつかの課題がある。IFRS財団のガバナンスが向上しているか、IFRSが日本の実態に照らし合わせて高品質な会計基準になっているかといった点が特に重要である。IFRS財団のガバナンスに関しては、2009年4月に日本の金融庁長官を含む、各国の監督当局代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボードが設置され、2010年7月には同ボードにより、IFRS財団のガバナンスを見直すために、日本の金融庁が議長となって検討を行うワーキング・グループが立ち上げられた。

2) IFRS導入に関連するASBJの活動について（西川氏）

IFRS導入に向けたロードマップに対応するため、ASBJでは会計基準のコンバージェンス及び改善の作業を継続し、IASBの基準設定過程への関与をより深めていく。また、日本経団

連のIFRS導入準備タスクフォースへのオブザーバーとしての参画やASBJ内でのIFRS実務対応グループの設置などにより、IFRSの導入準備や任意適用の段階で明らかになった問題への対処を進め、IASBと積極的に連携を図っていく。さらに、IFRSの適時かつ適切な日本語訳の提供や人材育成なども進める。

3) IFRSの導入 日本の利用者の視点から（金子氏）

利用者は、世界中の財務諸表についての比較が可能となるような高品質かつグローバルに認められた単一の会計基準を求めている。これにより、国際的な株式投資においては従来のトップダウン・アプローチ、つまりインデックス・ファンドを利用した国単位の投資に加え、ボトムアップ・アプローチ、つまり個々の株式銘柄を選定しての投資が可能となる。このことは、投資先が東証一部上場企業であれば、およそ1,700社のところ、世界中の上場企業50,000社から選択可能になることを意味する。

また、日本証券アナリスト協会では、会員に対してIFRSに関する各種の質問をアンケート形式で行ったところ、例えば、「すべての国や地域が単一の会計基準を適用すべきか」といった質問に対して回答者の約半数がそのとおりだと答えており、またその他の約4割からは単一の会計基準の導入に際し、国の間で差異が残るかもしれないため導入には慎重なアプローチが不可欠であるといった回答が得られている。

将来的にはそれぞれの国や地域が独自の会計基準を持っていた時代があったことを想像すらできなくなるかもしれない。日本証券アナリスト協会は今後もより良い基準開発に積極的に貢献する。

4) IFRSの導入 日本の教育者の視点から（平松氏）

IFRSに関する一般的な教育活動としては、

1999年に国際教育会計協会（JIAAE）が設立され、国際会計に関するセミナーの実施や、IFRSに関する書籍の発行を行っている。

IFRS教育に関する研究においては、2009年に日本会計教育学会（JAAER）が設立された。同年に第1回の全国大会が開催され最大の関心事は「IFRSの教育」であった。今年度開催の第2回全国大会の全体セッションでのテーマは「学部レベルでのIFRS教育」であった。

また、会計大学院では、プロとしての資質と世界レベルの専門知識をもった将来の会計士候補の養成を行っており、これは国際会計士連盟（IFAC）の国際会計教育基準審議会（IAESB）による国際教育基準（IES）に基づいている。会計大学院協会には現在18校が加盟している。

IFRS教育上の論点として、以下のような基本的な概念上の差異が挙げられる。

- ① 概念フレームワークアプローチと帰納的アプローチ
- ② 原則主義とルール主義
- ③ 資産／負債アプローチと収益／費用アプローチ
- ④ 公正価値と取得原価
- ⑤ 経済的単一体説と親会社説

また、IFRSの翻訳に関するタイミングや読みやすさ、公認会計士試験でのIFRSの扱い、大学教育におけるIFRSの教科書が不十分であることなども論点となっている。

5) パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、上記に加えそれぞれの立場からIFRS導入への取組みが紹介された。

三井氏からは、日本経団連のIFRS導入準備タスクフォースへの金融庁のオブザーバー参加や、このカンファレンスの前日に行われた日印フォーラム2010に代表されるようなIFRSに関連した国際協力など、多くの面でIFRS導入

に向けた進捗があることが説明された。一方で、日本企業がIFRSを適用した時のインパクトについては、今後も引き続き検討が必要であることが強調され、その際に投資家にとって何が必要なのかという日本としての視点が重要との認識が示された。

金子氏からは、IFRS諮問会議（IFRS-AC）の委員として、質の高い会計基準の設定を目指し、IASBに対し検討事項等のアドバイスをしており、2011年以降IASBで取り上げるべきアジェンダについて議論を行っていることなどが報告された。

平松氏からは、韓国や台湾におけるIFRS教育の現状が紹介され、ケーススタディーの不足がIFRS理解への妨げとなっていることなどが指摘された。

質疑応答では、会場の参加者から、教育用の教材については、すでに監査法人等で作成された実務レベルでのテキストが多くあることからそれらを活用してはどうかとの意見も寄せられた。

3. 財務諸表作成者のIFRS導入にかかる視点

IFRS財団評議員兼日本経団連企業会計部会長の島崎憲明氏の司会で、オーストラリアの会社役員のピーター・デイ氏、韓国のエス・オイル・コーポレーションCFOの柳烈氏、そして三井物産株式会社常務執行役員CFO補佐兼経理部長の岡田譲治氏をゲストスピーカーとして迎え、財務諸表作成者の立場からIFRS導入に関する各社での取組状況の説明がなされた。

1) 我々がどのようにIFRSを導入したか（ピーター・デイ氏）

• 社内での取組み

オーストラリアでは、2005年にIFRSの強制適用が開始されている。IFRSの導入によりビ

ビジネスそのものは変わらないが、社内では多くの変化があった。IFRS 導入は長期プロジェクトであり、そのプロジェクトチームの構成は非常に重要である。会計財務担当部門だけの参加といったトップレベルアプローチでなく、社内のすべての部門の関係者の参加を求めるプッシュダウンアプローチが不可欠である。

IFRS は月次決算、予算管理、社内システム等の社内的な要素にも大きな影響をもたらす。特にシステムの変更は、プロジェクト全体の計画に影響を与えやすいので、慎重に行う必要がある。

IASB からの情報を常に注視し、それらを自分の言葉で文書化し上層部に伝えていくことも重要である。また、複数の会計事務所にさまざまな種類のアドバイスを依頼し、この結果を取締役会に IFRS 導入にあたってのリソースの必要性などを説明する際などにも活用した。

財務諸表の作成については、初度適用時に必要となる過年度の報告期間はオーストラリアの国内会計基準に基づき財務諸表を作成し、それに調整を行うことで IFRS の財務諸表を作成していたが、強制適用後は IFRS に基づく財務諸表しか作成していない。そのため、強制適用までに IFRS の内容を十分に理解することが必要である。

● 対外的な取組み

アナリストへの調査を行い、マーケットとのコミュニケーション方法を改善した。重要なことは財務諸表に現れた変化が、IFRS の導入によるものなのか、会社の業績の変化によるものなのか、そしてその変化が合理的なものであることを会社自身が説明することである。格付会社にも説明を行ったが、彼らは主にキャッシュフローの変化が格付けに影響するとした。

2) 我々がどのように IFRS を導入しているか (柳烈氏)

● 韓国での IFRS 導入の背景

韓国では 2009 年に IFRS の任意適用が開始され、2011 年から強制適用となる。韓国の国内会計基準はもともと IFRS との相違があまり大きくなかったが、国内会計基準を使うことで、グローバル市場では韓国企業の財務業績が過小評価されていた(コリアン・ディスカウント)。IFRS の導入によりコリアン・ディスカウントがなくなることが期待されている。

● 社内での取組み

社内では IFRS の導入を会計プロセスの改善の機会と捉え、マニュアルの改善や作業のオートメーション化、決算作業の早期化などを行った。

導入作業は大きく会計チームと IT チームに分け、プロジェクトリーダーを置いて同時並行的に進めた結果、IFRS 導入を 14 か月という比較的短期のうちに達成することができた。会計チームでは、基準間の差異の分析、ベンチマークテスト、韓国や EU の同業を中心とした企業研究、会計方針の選択適用によるインパクト分析などを行った。一方、IT チームは、同時並行で ERP に会計方針の変更を織り込み、マニュアルのアップデートを実施した。

● IFRS 導入時の問題点

導入時には以下のような問題に直面した。

- 社内外の IFRS の専門家の不足
- 同業種間での会計処理の相違(注記の重要性)
- 会計事務所間での意見の相違(専門家の間でのコンセンサスの必要性)
- 韓国の税制が IFRS に追いついていないことによる財務諸表の作成や税負担への影響が出る可能性
- IFRS がムービング・ターゲットとなっている段階で適用することの実務負担

3) 我々がどのように IFRS の導入の準備をしているのか (岡田氏)

• 社内での取組み

2014年3月期をIFRS適用のターゲットとして、十分な余裕をもってプロジェクトに取り組んでいるが、これを単なる会計基準の変更ではなく、能動的に経営を見直し、企業価値を向上させるチャンスとして捉えている。

2010年3月期からは欧州三井物産でパイロットケースとしてIFRSの先行導入を実施したが、ここで作成したマニュアルをグループ全体に展開する。

IFRSの導入により、会計基準間の差異の調整が少なくなり、効率的かつ早期の財務報告が可能となり、M&Aの意思決定の早期化にもつながるほか、内部統制の向上も期待している。またグループ内のベンチマークの統一化による、グループ経営におけるシナジーの向上も考えられる。

• IFRS 導入準備における問題点

総合商社の事業領域は非常に幅広く、ほとんどのIFRSの規定に対応せねばならないが、現在多くの基準がムービング・ターゲットとなっており、どのような影響があり、いつまでに対応すべきかの判断が困難である。

また、グループ企業の所在国での、カーブ・アウト (IFRSの部分的な適用) やローカルな解釈、導入タイミングの違いも問題である。各国でのIFRS適用のデュー・プロセスが円滑になること、会計基準間の差異が残り得るコンバージェンスではなくフル・アドプションが実施されることを希望する。

同業他社との会計処理の統一や、作成者と監査人とのインフォメーション・ギャップも問題である。

これらの問題点を踏まえ、IASBには理論と実務の乖離がないように、コスト／ベネフィットのバランスを考え、幅広い国・業界にまたが

る基準として、十分に余裕を持ち、かつ、迅速に (Festina lente) 検討してほしい。

4) トークセッション

トークセッションでは、司会の島崎氏から、IFRS導入について異なる段階にある各ゲストスピーカーに対してさまざまな質問が投げかけられた。

• 実務上のガイダンス

(島崎氏) IFRS導入をすでに完了したオーストラリアのデイ氏に、実務面においてIFRSに関するガイダンスが、IFRS解釈指針委員会における解釈指針以外に必要なか伺いたい。

(デイ氏) もちろん必要であった。その解釈指針でカバーしていない範囲について、会社内でIFRSに準拠したより詳細なガイダンスを共有し、会社内での会計処理の一貫性が維持できるよう努めた。

• 任意 (早期) 適用

(島崎氏) 柳氏によると韓国で2009年に開始されたIFRSの任意適用を実施した企業は現時点で59社とのことだが、一方、日本では2010年3月期に開始された任意適用を実施した会社は1社のみであった。韓国でこれだけの会社が早期に任意適用を実施した背景が、先ほど話されたコリアン・ディスカウント以外に何か考えられるか伺いたい。

(柳氏) 先ほども述べたとおり、国全体としてはコリアン・ディスカウントの問題があるが、個々の企業の理由はさまざまである。例えば、財務報告の透明性・信頼性をより高めるためとした企業もあるし、海外の市場でIPOを行うために適用した企業もあると聞いている。

• 税制の対応状況

(島崎氏) 税制のIFRSへの対応は、日本でも懸念されている問題であるが、韓国、オーストラリアではどのような状況か伺いたい。

(柳氏) 韓国では当局が「税制への影響は最小

化したい」とは言っているものの、正式なアナウンスはまだない。

(デイ氏) オーストラリアでは、IFRS の導入により意図しない税負担が発生しないよう考慮された。また、例えば固定資産の減価償却については、税制上では IFRS とは別の加速償却が認められており、財務報告と国の財政政策は別々に考えられている。

• IFRS と米国会計基準のコンバージェンスへの対応

(島崎氏) 導入準備段階の日本の企業では、現在行われている IFRS と米国基準のコンバージェンス作業をどう捉えているか伺いたい。

(岡田氏) IFRS と米国会計基準に対応しなければならない作成者としては、システム変更などの余分な負担が発生しないよう、両基準のコンバージェンスのタイミングを一致させてほしい。

4. 基調講演

金融庁長官の三國谷勝範氏から、会計基準設定に携わった自らの経験を交え、規制当局としての IFRS への期待、金融庁の今後の役割などについて基調講演が行われた。

• 会計基準設定の難しさ

12 年前に企業会計審議会でも基準設定プロセスにかかわっていた。いわゆる会計ビッグバンの中で、大きなプロジェクトとして退職給付に係る会計基準の設定や証券取引法と商法における会計の調整を扱ったが、その中で我々は経済情勢の変動を反映した会計基準が必要なことや、その過程で多くの作成者、投資家、監査人に毎日直接会う中で、会計基準は机上の会計理論だけでなく、さまざまな利害関係者との対話と会計基準の調和により作り上げられることを学んだ。金融庁の職員には、会計基準の設定には頭だけでなく足も使わなければいけないと常々いっ

ている。

金融庁長官として、会計基準設定の難しさは次の 3 点にあると考えている。

- 今日の世界経済の動向を正確に反映した会計基準の設定
- さまざまな法体系における会計基準の適用と法体系間の調整
- 異なる利害を持つ関係者間の調整

現在日本の会計基準は、民間の ASBJ が設定しているが、同じような問題に直面しているものと思慮する。

• IFRS の基準設定の課題とその解決策

近年、我々が直面した金融危機の経験から、実際の経済、財政状態に敏感な会計基準が必要であると考えており、IFRS の設定にあたっては、さまざまな法域における実務の理解と、そこから得られる情報について十分注意を払うべきである。

IFRS のアジア・オセアニア地域へのスムーズな導入には、IASB が地域の実務上のニーズを汲み取ることが重要で、日本はそれを推進する役割を担う準備ができており、IASB のサテライトオフィスの招致にも注力している。

• 人材育成と国際的な基準設定活動への貢献

利害関係者の会計能力の向上は非常に重要であり、会計実務が複雑化していく中で、作成者の技術能力の向上が急務である。

近年、虚偽報告が頻発する中で、すべての監査人が市場の質を担保できる能力があるのかという疑問が呈されている。また、一部の監査人の発言が国内での IFRS に対する誤解を招いているとも聞き及んでいる。そのような状況の中で、監査人は長年の日本の商慣行と IFRS の本質を理解し、他国に盲目的に追従するのではなく、日本の慣行に十分配慮することが求められている。

IASB のスタッフとして日本人の関係者を多く送り込もうと努力しているが、会計基準設定

に必要な能力を持つ人材を育成するため、日本の企業や監査法人は積極的に人材を ASBJ に送り出していただきたい。

規制当局としても、財務報告を求める立場から、また虚偽報告の発見のためにも、高い能力を持った人材が必要であり、多くの公認会計士を採用し、職員を大学院に派遣するなどしている。

● 資本市場における規制当局の役割

会計基準と各種規制は密接な関係がある。金融庁は、例えば政府の新成長戦略に基づき四半期開示を簡素化するなど、利害関係者の声に耳を傾けながら、より良い規制を目指して改善を

進めている。将来に向けて、IASB と ASBJ の活動にも大きな期待を寄せている。

5. その他のプログラム

上記の全体セッションに加え、初日の午前には5つの特別セッションが開催され、2日目には各種の個別セッションが開催され、IASB のプロジェクトに関する個別論点の説明や進捗、作業計画の概要について報告が行われた（下記表参照）。

| | プログラム名 | 主な内容 |
|---------|-----------------------|--|
| 特別セッション | 保険契約の IFRS | <ul style="list-style-type: none"> ・テクニカルアップデート ・財務諸表作成者の視点 ・アクチュアリーの視点 |
| | 金融商品の IFRS | <ul style="list-style-type: none"> ・IFRS 第9号－概要 ・IAS 第39号の置き換え－金融資産の減損及びヘッジ会計 |
| | 学者、教育者及び研修講師のための IFRS | <ul style="list-style-type: none"> ・原則主義の基準の教育 ・IFRS が求める判断に関する教育 ・IFRS 教育カリキュラムの開発とそのリソース |
| | IFRIC アップデート | <ul style="list-style-type: none"> ・IFRIC 第13号～第18号 |
| | IFRS の初度適用 | <ul style="list-style-type: none"> ・IFRS 初度適用（IFRS 第1号）の規定内容 ・IFRS 適用の経験 |
| 個別セッション | IFRS XBRLタクソノミのアップデート | <ul style="list-style-type: none"> ・XBRL とは何か ・IFRS 財団における XBRL ・IFRS タクソノミの適用 ・EDINET における XBRL と IFRS への対応 |
| | 金融商品 | <ul style="list-style-type: none"> ・IASB における進捗及び作業計画 |
| | 収益認識 | <ul style="list-style-type: none"> ・IASB における進捗及び作業計画 |
| | 財務諸表の表示及び退職後給付 | <ul style="list-style-type: none"> ・IASB における進捗及び作業計画 |
| | ブレイクアウトセッション | <ul style="list-style-type: none"> ・概念フレームワーク ・認識の中止 ・リース ・退職後給付 ・ヘッジ会計 |
| | インプリメンテーション・アップデート | <ul style="list-style-type: none"> ・プロセス、進捗及び作業計画 |